

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年10月25日
【会社名】	NAVER株式会社 (NAVER Corporation)
【代表者の役職氏名】	最高財務責任者 キム・ナムソン (Nam-sun Kim, Chief Financial Officer)
【本店の所在の場所】	大韓民国京畿道城南市盆唐区亭子一路95 (95, Jeongjail-ro, Bundang-gu, Seongnam-si, Gyeonggi-do, Korea)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 浅 岡 義 之
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ
【電話番号】	(03)6212-1200
【事務連絡者氏名】	弁護士 宮 下 公 輔 弁護士 鴨 下 亮 弁護士 野 村 琴
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ
【電話番号】	(03)6212-1200
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした募集金額】	NAVER株式会社第1回円貨社債(2023) 30億円(予定) NAVER株式会社第2回円貨社債(2023) 30億円(予定) NAVER株式会社第3回円貨社債(2023) 30億円(予定) NAVER株式会社第5回円貨社債(2023) 30億円(予定)
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

令和5年10月10日付をもって提出した有価証券届出書（令和5年10月18日付および同年10月20日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）につき、NAVER株式会社第4回円貨社債（2023）およびNAVER株式会社第6回円貨社債（2023）の募集を取り止めることとなりましたので関係事項を訂正するため、また添付書類として元引受契約証書（4件）ならびに財務および発行・支払代理契約証書（4件）の各最終案文を提出するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

表紙

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 社債（短期社債を除く。）の募集
- 2 新規発行による手取金の使途
- （1） 新規発行による手取金の額

第4 その他の記載事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は、下線で示しております。

【表紙】

<訂正前>

（前略）

【届出の対象とした募集金額】

NAVER株式会社第1回円貨社債（2023）	30億円（予定）
NAVER株式会社第2回円貨社債（2023）	30億円（予定）
NAVER株式会社第3回円貨社債（2023）	30億円（予定）
<u>NAVER株式会社第4回円貨社債（2023）</u>	<u>30億円（予定）</u>
NAVER株式会社第5回円貨社債（2023）	30億円（予定）
<u>NAVER株式会社第6回円貨社債（2023）</u>	<u>30億円（予定）</u>

（後略）

<訂正後>

（前略）

【届出の対象とした募集金額】

NAVER株式会社第1回円貨社債（2023）	30億円（予定）
NAVER株式会社第2回円貨社債（2023）	30億円（予定）
NAVER株式会社第3回円貨社債（2023）	30億円（予定）
NAVER株式会社第5回円貨社債（2023）	30億円（予定）

（後略）

第一部【証券情報】

<訂正前>

本「第一部 証券情報」では、NAVER株式会社第1回円貨社債（2023）（以下「第1回円貨社債」という。）、NAVER株式会社第2回円貨社債（2023）（以下「第2回円貨社債」という。）、NAVER株式会社第3回円貨社債（2023）（以下「第3回円貨社債」という。）、NAVER株式会社第4回円貨社債（2023）（以下「第4回円貨社債」という。）、NAVER株式会社第5回円貨社債（2023）（以下「第5回円貨社債」という。）およびNAVER株式会社第6回円貨社債（2023）（以下「第6回円貨社債」という。）の6本の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、6本の社債ごとに異なる取扱いがなされる場合または各回号の社債ごとに別々に記載した方が投資家の理解に資すると考えられる場合には、各回号の社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、<第1回円貨社債>、<第2回円貨社債>、<第3回円貨社債>、<第4回円貨社債>、<第5回円貨社債>および<第6回円貨社債>の見出しの下に記載された「本社債」、「社債の要項」、「共同主幹事会社」および「財務代理人」という用語は、それぞれ第1回円貨社債、第2回円貨社債、第3回円貨社債、第4回円貨社債、第5回円貨社債および第6回円貨社債に係る用語を指し、いずれかの回号の社債に関する記載において他の箇所の記載内容に言及する場合は、当該回号の社債に関する見出しの下に記載される内容を指す。各回号の社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、各回号の社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、6本の社債、各回号の社債の社債権者、各回号に係る社債の要項、各回号の共同主幹事会社および各回号の財務代理人は、それぞれ単に「本社債」、「本社債権者」、「社債の要項」、「共同主幹事会社」および「財務代理人」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一回号の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。いずれかの回号の社債の社債権者は、かかる社債権者が保有する当該回号の社債に基づく権利のみを有する。

<訂正後>

本「第一部 証券情報」では、NAVER株式会社第1回円貨社債（2023）（以下「第1回円貨社債」という。）、NAVER株式会社第2回円貨社債（2023）（以下「第2回円貨社債」という。）、NAVER株式会社第3回円貨社債（2023）（以下「第3回円貨社債」という。）およびNAVER株式会社第5回円貨社債（2023）（以下「第5回円貨社債」という。）の4本の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、4本の社債ごとに異なる取扱いがなされる場合または各回号の社債ごとに別々に記載した方が投資家の理解に資すると考えられる場合には、各回号の社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、<第1回円貨社債>、<第2回円貨社債>、<第3回円貨社債>および<第5回円貨社債>の見出しの下に記載された「本社債」、「社債の要項」、「共同主幹事会社」および「財務代理人」という用語は、それぞれ第1回円貨社債、第2回円貨社債、第3回円貨社債および第5回円貨社債に係る用語を指し、いずれかの回号の社債に関する記載において他の箇所の記載内容に言及する場合は、当該回号の社債に関する見出しの下に記載される内容を指す。各回号の社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、各回号の社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、4本の社債、各回号の社債の社債権者、各回号に係る社債の要項、各回号の共同主幹事会社および各回号の財務代理人は、それぞれ単に「本社債」、「本社債権者」、「社債の要項」、「共同主幹事会社」および「財務代理人」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一回号の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。いずれかの回号の社債の社債権者は、かかる社債権者が保有する当該回号の社債に基づく権利のみを有する。

（注）NAVER株式会社第4回円貨社債（2023）およびNAVER株式会社第6回円貨社債（2023）の募集は取り止めております。

第 1 【募集要項】

1 【社債（短期社債を除く。）の募集】

< 訂正前 >

（前略）

< 第 4 回円貨社債 >

本社債の未定事項または予定事項は2023年10月下旬頃に決定される予定である。

銘 柄	NAVER株式会社第 4 回円貨社債（2023）（注 1）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	30億円（予定）（注 2）
各社債の金額	1 億円	発行価額の総額	30億円（予定）（注 2）
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率（％）	（未定） （年1.600％～2.600％を 仮条件とする。）（注 3）
利払日	毎年 5 月 1 日および 11 月 1 日（注 4）	償還期限	2033年11月 1 日（注 5）
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2023年10月26日（注 6）	払込期日	2023年11月 1 日（注 7）
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

（注 1）本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

（注 2）上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

（注 3）利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2023年10月下旬頃に決定される予定である。

（注 4）各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

（注 5）償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

（注 6）申込期間は、需要状況を勘案したうえで、おおむね 1 週間程度の範囲内で繰り下げられる可能性がある。

（注 7）払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

（中略）

< 第 6 回円貨社債 >

本社債の未定事項または予定事項は2023年10月下旬頃に決定される予定である。

銘 柄	NAVER株式会社第 6 回円貨社債（2023）（注 1）
-----	-------------------------------

記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	30億円（予定）（注2）
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	30億円（予定）（注2）
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率（％）	（未定） （年2.000％～3.000％を 仮条件とする。）（注3）
利払日	毎年5月1日および 11月1日（注4）	償還期限	2038年11月1日（注5）
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2023年10月26日（注6）	払込期日	2023年11月1日（注7）
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

（注1）本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

（注2）上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

（注3）利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2023年10月下旬頃に決定される予定である。

（注4）各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

（注5）償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

（注6）申込期間は、需要状況を勘案したうえで、おおむね1週間程度の範囲内で繰り下げられる可能性がある。

（注7）払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

（中略）

引 受 人

（中略）

< 第 4 回円貨社債 >

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会 社 名	住 所		
シティグループ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング	共同主幹事会社が連帯 して本社債の発行総額 を引受けるので、個々 の共同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共同 主幹事会社との間で 2023年10月26日（予 定）に調印される元 引受契約に従い共同 主幹事会社により連 帯して買取引受けさ れ、一般に募集され る。左記以外の元引 受けの条件は未定で あるが、本社債の条 件決定日に、発行条 件とともに決定され る予定である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 大手町ファーストスクエア		
(以下「共同主幹事会社」と総 称する。)			
合 計		3,000 (予定)	

（中略）

< 第 6 回円貨社債 >

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会 社 名	住 所	共同主幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社と共同主幹事会社との間で2023年10月26日（予定）に調印される元引受契約に従い共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。左記以外の元引受けの条件は未定であるが、本社債の条件決定日に、発行条件とともに決定される予定である。
<u>シティグループ証券株式会社</u>	<u>東京都千代田区大手町一丁目1番1号</u> <u>大手町パークビルディング</u>		
<u>みずほ証券株式会社</u>	<u>東京都千代田区大手町一丁目5番1号</u> <u>大手町ファーストスクエア</u>		
<u>（以下「共同主幹事会社」と総称する。）</u>			
合 計		3,000（予定）	

（中略）

利息支払の方法

（中略）

<第4回円貨社債>

本社債の利息は2023年11月2日（その日を含む。）からこれを付し、毎年5月1日および11月1日の2回、各々その日（その日を含む。）までの6か月分を日本円により後払いする。本「利息支払の方法 - <第4回円貨社債>」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。6か月以外の期間の利息については、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。

本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、上記に定める利率による経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。）が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等によりできない場合、かかる期間は財務代理人が下記「摘要 - 3 支払い - (八)」に従って最後の公告を行った日から起算して14日目の日を超えない。

（中略）

<第6回円貨社債>

本社債の利息は2023年11月2日（その日を含む。）からこれを付し、毎年5月1日および11月1日の2回、各々その日（その日を含む。）までの6か月分を日本円により後払いする。本「利息支払の方法 - <第6回円貨社債>」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。6か月以外の期間の利息については、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。

本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、上記に定める利率による経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。）が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等によりできない場合、かかる期間は財務代理人が下記「摘要 - 3 支払い - (八)」に従って最後の公告を行った日から起算して14日目の日を超えない。

償還の方法

(1) 満期償還

（中略）

<第4回円貨社債>

本社債は、それまでに償還または買入消却されていない限り、2033年11月1日に、本社債の金額の100%に相当する金額で日本円により償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

（中略）

< 第 6 回円貨社債 >

本社債は、それまでに償還または買入消却されていない限り、2038年11月 1 日に、本社債の金額の100%に相当する金額で日本円により償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（注）NAVER株式会社第4回円貨社債（2023）に関する情報を全文削除しております。

（中略）

（注）NAVER株式会社第6回円貨社債（2023）に関する情報を全文削除しております。

（中略）

引 受 人

（中略）

（注）NAVER株式会社第4回円貨社債（2023）に関する情報を全文削除しております。

（中略）

（注）NAVER株式会社第6回円貨社債（2023）に関する情報を全文削除しております。

（中略）

利息支払の方法

（中略）

（注）NAVER株式会社第4回円貨社債（2023）に関する情報を全文削除しております。

（中略）

（注）NAVER株式会社第6回円貨社債（2023）に関する情報を全文削除しております。

償還の方法

(1) 満期償還

（中略）

（注）NAVER株式会社第4回円貨社債（2023）に関する情報を全文削除しております。

（中略）

（注）NAVER株式会社第6回円貨社債（2023）に関する情報を全文削除しております。

（後略）

2【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

<訂正前>

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
180億円（予定）（注）	未 定（注）	未 定（注）

（注） 第１回円貨社債、第２回円貨社債、第３回円貨社債、第４回円貨社債、第５回円貨社債および第６回円貨社債の合計金額である。未定事項または予定事項は、2023年10月下旬頃に決定される予定である。

（後略）

<訂正後>

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
120億円（予定）（注）	未 定（注）	未 定（注）

（注） 第１回円貨社債、第２回円貨社債、第３回円貨社債および第５回円貨社債の合計金額である。未定事項または予定事項は、2023年10月下旬頃に決定される予定である。

（後略）

第４【その他の記載事項】

<訂正前>

- １． 発行会社の名称およびロゴ、本社債の名称ならびに共同主幹事会社の名称が本社債の募集に関する社債発行届出目論見書の表紙に記載される。

（後略）

<訂正後>

- １． 発行会社の名称およびロゴ、本社債の名称、共同主幹事会社の名称ならびに以下の文言が本社債の募集に関する社債発行届出目論見書の表紙に記載される。

「（注）NAVER株式会社第４回円貨社債（2023）およびNAVER株式会社第６回円貨社債（2023）の募集は取り止めております。」

（後略）